

戦没者等のご遺族の皆様へ

保健福祉課 内線611

第9回特別弔慰金が支給されます

対象者

公務扶助料や遺族年金等を受けていた方が、平成17年4月1日から平成21年3月31日の間に亡くなるなどし、平成21年4月1日において公務扶助料や遺族年金等の受給権者がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人が対象となります。

(1)平成21年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方

(2)戦没者等の子

(3)戦没者等の①父母②孫③祖母④兄弟姉妹

*戦没者等の生計関係を有していた方のうち、平成21年4月1日において婚姻していたとしても氏が変わっていない方または同日において遺族以外の方と養子縁組をしていない方に限ります。

(4)上記(3)以外の戦没者等の①父母②孫③祖母④兄弟姉妹

*戦没者と生計関係を有していない方や戦没者等と生計関係を有していたが上記(3)に該

当しない方

(5)上記(1)から(4)以外の戦没者等の三親等内の遺族

*戦没者の死亡まで引き続く1年以上の生計関係を有していた方に限ります

支給内容

額面24万円、
6年償還の記名国債

請求期間

平成21年4月1日から平成24年4月2日まで

請求期限を過ぎると時効により権利が消滅し、特別弔慰金を受けることができなくなりますので、請求漏れのないよう十分ご注意ください。

請求窓口

保健福祉課社会福祉係

情報通信サービスの申込相談会の開催について

町では、現在、鬼北地域情報通信基盤整備事業における情報通信サービスの申込を受付しています。

このことについて、先の町政座談会や電話相談等でご意見、ご要望をいただき、町では、相談会を行うこととしましたのでご活用ください。

相談会は、住民の皆様からの申込みにより町が実施します。次の条件で、日時・場所等を決定して、電話で役場企画財政課企画係へ申込みください。

日 時 9月1日から9月30日まで

時間は午前10時から午後9時の間で2時間以内

場 所 鬼北町内に限ります。

相談会を申込みいただく方で会場を手配ください。

対 象 者 区（部落）、組または5世帯以上の住民の方の集まり

備 考 町行事（敬老行事・地区運動会等）及びご希望の日時に他の申込みが既にある場合は対応できませんので、ご了承ください。

申 込 先 鬼北町役場企画財政課企画係(内線271)